

令和6年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和6年2月26日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

9番 坂東重夫	10番 藤本功男
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 岩野竜文
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
水道部長 吉岡宏	教育部長 森友邦明
企画総務部次長 大倉洋二	危機管理局長 小松隆
市民部次長 古川秀樹	健康福祉部次長 笠井孝彦
産業経済部次長 岡本正和	建設部次長 笠井和芳
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 住友勝次	土成支所長 鈴田直城
阿波支所長 大塚清	農業委員会事務局長 相原繁喜
監査事務局長 坂東明	水道部次長 吉成永吾

会計管理者 川 人 啓 二

財 政 課 長 藤 井 信 良

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 大 森 章 司

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 3号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第 5 議案第 4号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 5号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第 6号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 8 議案第 7号 令和6年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 8号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第10 議案第 9号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第11 議案第10号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第12 議案第11号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第12号 令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第13号 令和6年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第15 議案第14号 令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算について
- 日程第16 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第16号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

- 日程第 19 議案第 18 号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 20 号 阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 21 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 22 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 23 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 25 報告第 1 号 債権の放棄について
- 日程第 26 請願第 1 号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願

午前10時00分 開会

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和6年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

1月23日に徳島グランヴィリオホテルにおいて県内議会3団体連携事業として徳島県市議会議員研修会が開催され、総務省統計高度利用特別研究官、井上卓氏の「地方議会におけるEBPMの推進について～e-Statを使って我が国経済・社会をみる～」と題した講演を拝聴しました。

次に、議長会関係会議についてご報告申し上げます。

2月9日に東京都都市センターホテルにおいて市議会議員共済会第127回代議員会が開催され、議長が出席いたしました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年12月26日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

その他といたしまして、昨年12月10日に市道矢松田中線改良事業開通式、1月2日に令和6年阿波市二十歳のつどい、5日に徳島中央広域連合消防出初式、14日に阿波市消防団出初式、15日に阿波市防災会議、24日に阿波市総合教育会議、25日に吉野川中流域新春互礼会、26日に阿波市商工会新年祝賀会、28日に阿波市土地改良区連絡協議会新年互礼会、30日に徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会、2月3日に株式会社ヨコタコーポレーション市場第3工場新築工事起工式、5日に徳島県市町村トップセミナー、13日に徳島県後期高齢者医療広域連合議会定例会及び全員協議会、21日に阿波市地域公共交通活性化協議会、22日に阿波市青少年育成センター運営委員会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

徳島駅伝関係といたしましては、12月21日に阿波市選手団結団式、1月5日には阿波市選手団解団式に出席いたしました。

次に、監査委員から、令和5年11月から令和6年1月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### **日程第1 会議録署名議員の指名について**

○議長（笠井一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番坂東重夫君、10番藤本功男君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（笠井一司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月19日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

原田定信議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和6年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月19日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月26日から3月22日までの26日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定いたしております。

3月7日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定してお

ります。3月11日午前10時に開会し一般質問、3月12日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会へ付託を予定しております。

次に、3月13日午前10時から総務常任委員会、3月15日午前10時から文教厚生常任委員会、3月18日午前10時から産業建設常任委員会を予定いたしております。

次に、3月22日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会の委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締切りは、明日2月27日の正午となっております。円滑な議会の運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしく願いをいたしまして、報告といたします。

以上。

○議長（笠井一司君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月22日までの26日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月22日までの26日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（笠井一司君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 皆さん、おはようございます。

今日は、令和6年第1回阿波市議会定例会を招集しましたところ、笠井一司議長、吉田副議長はじめ議員各位におかれましては、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日頃は市行政全般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことにこの場をお借りして心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

まず初めに、本市、板野町、上板町の3市町で進めております新ごみ処理施設につきましては、一日も早く建設に着手し、稼働できるよう全力で取り組んでいるところでありますが、現状においては現在の中央広域環境センターの稼働に際して、周辺住民の皆様とお約束した期限までに新たな施設の稼働開始が見込めない状況であります。誠に申し訳ない

と思っております。このことから、現在稼働中の施設の周辺住民の皆様に対しまして、3月2日、3日に説明会を開催し、現施設の今後の運営方針などについてご説明をさせていただきたいと考えております。加えて、新ごみ処理施設の建設予定地の周辺住民の皆様に対しましては、3月中に現状のご説明をさせていただきたいと考えております。

次に、令和6年度当初予算についてであります。

令和6年度当初予算案につきましては、新型コロナウイルスへの対応や計画的に進めている教育関係施設の大規模改修に係る経費が減少する一方、こどもまんなか社会の実現に向けたこども家庭センターの設置などの子育て支援体制の充実やみどりの食料システム戦略を踏まえた本市の基幹産業である農業の振興、地方創生の起爆剤となるスマートインターチェンジなど、社会資本整備を着実に進めることとした結果、予算規模につきましては191億3,800万円となり、前年度と比較すると額にして4億4,500万円、率にして2.3%の減少となっております。また、歳入におきましては、ネーミングライツの導入やふるさと納税の強化など、さらなる自主財源の確保に取り組んでまいります。

次に、順次行政報告を申し上げます。

最初に、令和6年元日に甚大な被害をもたらした能登半島地震に対する支援ですが、本市としては第2陣となる石川県輪島市への職員派遣につきまして先週22日に出発式を行い、翌23日から29日までの日程で職員2名が罹災証明の発行など、被災者の生活再建に係る支援に当たっているところでございます。今後におきましても、徳島県や関係行政機関と十分に連携をしながら被災地へのできる限りの支援に努めてまいります。

次に、今月16日、阿波市特産品認証制度における特産品認証書の授与式を執り行いました。阿波市が誇る特産品として新たに認証させていただいたのは、株式会社西瀨スレート工業所様の幸せレタス、有限会社福井園芸様の<sup>㊦</sup>もちむぎの2品目で、これにより阿波市特産品の認証数は30品目となりました。本市ならではの新たな特産品が誕生することは、本市の魅力発信、認知度向上に加え、各種製品の販路拡大に非常に有効であると考えており、今後も引き続き、各種イベントはもとより、都市圏においても展示、販売を行うなど、認証品のさらなるPRに努めるとともに、本市のふるさと応援寄附金制度への活用につなげてまいります。

最後に、かねてから建設を進めております柿原放課後児童クラブが完成する運びとなり、来月19日、現地におきまして落成式を執り行うことといたしましたのでご報告させていただきます。この完成によりまして、現在の小学校の空き教室から専用施設での運営



となり、児童がより安全で快適に過ごすことができると考えております。今後も、引き続き安全で安心できる児童育成環境の整備に取り組んでまいります。

以上、ご報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 3号 令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 5 議案第 4号 令和5年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 5号 令和5年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 7 議案第 6号 令和5年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 8 議案第 7号 令和6年度阿波市一般会計予算について

日程第 9 議案第 8号 令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第10 議案第 9号 令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第11 議案第10号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第12 議案第11号 令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第13 議案第12号 令和6年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第14 議案第13号 令和6年度阿波市水道事業会計予算について

日程第15 議案第14号 令和6年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第16 議案第15号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第17 議案第16号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第18 議案第17号 阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について

日程第19 議案第18号 阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について

日程第 2 0 議案第 1 9 号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第 2 1 議案第 2 0 号 阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

日程第 2 2 議案第 2 1 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 3 議案第 2 2 号 阿波市水道事業給水条例の一部改正について

日程第 2 4 議案第 2 3 号 阿波市道路線の変更について

日程第 2 5 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（笠井一司君） 日程第 4、議案第 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）についてから日程第 2 5、報告第 1 号債権の放棄についてまでの計 2 2 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日提案させていただいております令和 6 年第 1 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件 1 2 件、条例案件 8 件、その他案件 1 件、報告案件 1 件の計 2 2 件について、審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 3 号令和 5 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）につきましては、減額補正予算額 3 億 2, 7 4 0 万円でございます。

次に、議案第 4 号令和 5 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、追加補正予算額 7, 1 6 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

次に、議案第 5 号令和 5 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、追加補正予算額 4 0 0 万円でございます。

次に、議案第 6 号令和 5 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、減額補正予算額 2 0 0 万円でございます。

次に、議案第 7 号令和 6 年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を 1 9 1 億 3, 8 0 0 万円とするものでございます。

令和 6 年度の当初予算につきましては、新型コロナウイルスへの対応や計画的に進めている教育関係施設の大規模改修に係る経費が減少する一方、こどもまんなか社会の実現に向けた子育て支援体制の充実や本市の基幹産業である農業の振興、地方創生の起爆剤とな

るスマートインターチェンジなど、社会資本整備を着実に進めることとした結果、予算規模につきましては191億3,800万円となり、前年度と比較すると額にして4億4,500万円、率にして2.3%の減少となっております。

それでは、主要な施策につきまして、健康、福祉、子育て分野、生活環境分野、教育、文化分野、産業分野、生活基盤分野、行財政分野などの6つの分野に基づき、順次説明をさせていただきます。

最初に、健康、福祉、子育て分野では、令和6年4月1日からこども家庭センターを設置するとともに、子育て世帯への経済的支援策として出産・子育て応援事業や阿波っ子応援券支給事業など、子育て世帯の経済的な負担の軽減を含め、子どもの成長に合わせて切れ目のない支援を積極的に行ってまいります。また、物価高騰が食材高騰に影響を及ぼしている中、学校給食費支援事業を行うほか、児童がより安心して快適に過ごすことができるよう放課後児童クラブ整備事業を実施してまいります。

続いて、生活環境分野では、防災・減災対策として消防団車両整備事業や市管理河川における堆積土砂の撤去や樹木の伐採を行う河川浚渫事業、地域防災力強化のための自主防災組織の結成促進、自主防災活動の活性化にもしっかりと取り組んでまいります。また、高齢者世帯などの負担軽減のための粗大ごみふれあい収集、市民の皆様に安全で良質な水道水を供給する小倉高区配水池中継ポンプ施設整備事業を実施いたします。

続いて、教育、文化分野では、計画的な教育関連施設の改修、維持補修を行う学校教育施設等整備事業の実施、英語学習における英語指導講師、情報通信の専門知識を持つ情報通信技術支援員に加え、新たに教員の事務作業をサポートする教員業務支援員を配置し、学びの充実を図ってまいります。

続いて、産業分野では、国のみどりの食料システム戦略を踏まえ、有機栽培の定着と人材育成の取組に対する支援を行うみどりの食料システム戦略推進事業、有機農業で自営独立を目指す地域おこし協力隊事業を実施いたします。また、企業誘致につきましては、検討段階から操業開始までを総合的に支援するオーダーメイド型の企業誘致を行っており、引き続ききめ細やかな対応と支援を積極的に行ってまいります。

続いて、生活基盤分野では、庁舎窓口でのキャッシュレス決済など、行政デジタルトランスフォーメーションに取り組むほか、本体工事がさらに本格化する（仮称）阿波スマートインターチェンジ、関連する市道山麓東西1号線の側溝工事など、生活インフラ整備も積極的に進めてまいります。

最後に、行財政分野等では、今後の行財政運営の基本方針としての行財政改革大綱、行財政改革推進プランの策定、さらには自主財源の確保に向け、ふるさと納税の取組強化やネーミングライツの導入を目指します。加えて、私が直接市民の皆様の声をお聞きし、市政運営や市民参加のまちづくりに生かしていくため、阿波市まちづくりミーティングを実施し、市民が主役のまちづくり実現に向け、引き続き積極的に開催してまいります。

次に、議案第8号令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1,751万7,000円とするものでございます。

次に、議案第9号令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億9,071万4,000円とするものでございます。

次に、議案第10号令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を6億1,509万6,000円とするものでございます。

次に、議案第11号令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を173万4,000円とするものでございます。

次に、議案第12号令和6年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を44億6,100万円とするものでございます。

次に、議案第13号令和6年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入を6億7,827万7,000円、収益的支出を6億7,678万4,000円とし、資本的収入を7億780万4,000円、資本的支出を10億9,997万1,000円とするものでございます。

次に、議案第14号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算につきましては、令和6年度、これまでの特別会計から地方公営企業法を一部適用する公営企業会計に移行することとしており、収益的収入を1億616万6,000円、収益的支出を1億518万7,000円とし、資本的収入を5,573万5,000円、資本的支出を8,163万5,000円とするものでございます。

次に、議案第15号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第16号阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止につきましては、基金残高の減少に加え、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行されたことを踏まえ、条例の廃止を行うものでございます。

次に、議案第18号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正につきましては、市場住民集会所が集会所としての用途を終えることから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第20号阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定につきましては、土地改良法の規定による特別徴収金を徴収できるよう、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第21号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正等により、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第22号阿波市水道事業給水条例の一部改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第23号阿波市道路線の変更につきましては、道路法第10条第3項の規定により、路線の変更をしたいので提案するものでございます。

最後に、報告第1号債権の放棄につきましては、住宅課、学校給食センター及び業務課が管理する債権について、阿波債権管理条例第17条第1項の規定に基づき市の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により報告を行うものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、今議会に提出をさせていただいております議

案第3号令和5年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について補足説明をさせていただきます。

令和5年度阿波市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,740万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217億3,830万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

この補正予算（第10号）につきましては、事業の実績見込みに伴う増減のほか、財源確定による基金の調整等を行っております。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

主な事業といたしましては、4款衛生費の上水道事業会計出資金や8款土木費の地方道整備事業、スマートIC整備事業など19事業で、繰越明許費総額といたしまして6億5,695万、1,000円を計上しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正につきましては、総務債など8件の限度額の変更でございます。補正後の限度額合計は、16億1,860万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

11款1項地方交付税9億2,753万円の追加につきましては、普通交付税の確定によるものでございます。

次に、15款1項国庫負担金6,333万3,000円の減額につきましては、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の実績見込みによるものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

16款2項県補助金2,880万7,000円の減額につきましては、主に新規就農者育成総合対策補助金の実績見込みによるものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

19款1項基金繰入金13億2,147万円の減額につきましては、財源の確定により、財政調整基金、減債基金等、基金取崩しを取りやめるものでございます。

次に、20款1項繰越金2億3,118万6,000円の追加につきましては、繰越金の未計上額を全額計上するものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費4,258万4,000円の減額につきましては、主に電子計算費の実績見込みによるものでございます。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費2,000万円の減額につきましては、扶助費の実績見込みによるものでございます。

次に、4款1項保健衛生費9,799万4,000円の減額につきましては、主に新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

6款1項農業費4,997万6,000円の減額につきましては、がんばる農業者応援給付金事業費や県単独地域農業振興対策事業費の実績見込みによるものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

8款4項住宅費2,464万円の減額につきましては、主に地域住宅支援事業費の実績見込みによるものでございます。

最後に、42ページをお願いいたします。

この調書につきましては、6ページの地方債補正の変更に基づき調整をしたもので、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は181億3,941万1,000円でございます。

以上、議案第3号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 続きまして、議案第4号について補足説明をさせていただきます。

議案第4号令和5年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定め

るところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,166万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,811万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算とも事業の実績見込みにより増減額の調整を講じたものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、1款1項国民健康保険税、補正額1,300万円の減額につきましては、医療給付費分現年課税分の実績見込みによるものでございます。

次に、左のページ中段の4款1項県負担金・補助金、補正額5,102万円の追加につきましては、保険給付費等交付金（普通交付金）の実績見込みによるものでございます。

次に、左のページ下から5行目、7款1項一般会計繰入金、補正額446万2,000円の減額につきましては、財政安定化支援事業繰入金の額の確定によるものでございます。

最後に、左のページ下から2行目、8款1項繰越金につきましては3,810万円を見込むものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものとしましては、左のページ目上から2行目、2款1項療養諸費、補正額6,610万円の追加につきましては、一般被保険者療養給付費の実績見込みによるものでございます。

次に、左のページ上から4行目、2款2項高額療養費、補正額1,790万円の追加につきましては、一般被保険者高額療養費の実績見込みによるものでございます。

最後に、左のページ下から3行目、3款1項医療給付費分、補正額1,233万9,000円の減額につきましては、一般被保険者医療給付費分の実績見込みによるものでござ

います。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） それでは、議案第5号について補足説明をさせていただきます。

議案第5号令和5年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,410万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、介護サービス利用者の減少に伴う保険給付費不用額の減額や基金積立金の増額補正などがございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主なものにつきましては、一番上の行、3款国庫支出金、補正額2,940万9,000円の減額から、中段から下の8款繰入金、1項一般会計繰入金、補正額826万2,000円までの減額につきましては、主に介護サービスの利用者が減少したことに伴い、財源である国庫支出金などを減額するものでございます。

続いて、一番下の行、2項基金繰入金、補正額2,037万7,000円の減額につきましては、給付費の財源確保が見込まれることから介護給付費準備基金繰入金を減額するものでございます。

次に、12、13ページをお願いいたします。

上から2行目、9款繰越金、補正額が8,769万5,000円の増額で、前年度繰越金でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

中段の2款1項介護サービス等諸費、補正額5,400万円の減額につきましては、そ

の下、1目居宅介護サービス給付費や5目施設介護サービス給付費など、サービス利用者が減少したことによるものでございます。

次に、16、17ページをお願いいたします。

中段の2項介護予防サービス等諸費、補正額800万円の増額につきましては、実績見込みにより1目介護予防サービス給付費など、介護予防関連経費の不足が見込まれることから増額するものでございます。

次に、18、19ページをお願いいたします。

下から2行目、4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額6,000万円の増額につきましては、今後の保険給付費の増高を見据え積立てをするものでございます。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第6号について補足説明をさせていただきます。

議案第6号令和5年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,225万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

（15番 松村幸治君 退場 午前10時47分）

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに事業費確定の見込みがついたことから減額補正を行うものでございます。

初めに、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

主な事業といたしましては、1款総務費、一条西地区維持管理適正化計画策定事業など

3事業、総額といたしまして1, 142万3, 000円を計上しております。

次にその下、第3条、地方債補正でございます。

変更につきましては、下水道債の限度額を250万円に減額をお願いするものでございます。

それでは、歳入歳出予算について説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入につきましては、8款1項市債、補正額200万円の減額につきましては、公営企業会計適用債の実績見込みによるものでございます。

次に、歳出について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費、補正額200万円の減額につきましては、法適用化策定支援業務委託料の実績見込みによるものでございます。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 説明の途中ですが、ここで暫時小休いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

（15番 松村幸治君 入場 午前11時00分）

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第7号及び議案第8号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号令和6年度阿波市一般会計予算について。

令和6年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ191億3,800万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額

は、30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

令和6年度当初予算編成に当たりましては、新型コロナウイルスへの対応や教育関連施設の大規模改修に係る経費が減少する一方、子育て支援体制の充実や農業の振興、社会資本整備などの対策を講じました。

その結果、令和6年度当初予算（案）の予算規模につきましては、191億3,800万円で、対前年度比4億4,500万円、率にして2.3%の減となっております。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

地方債につきましては、総務債など16件で、限度額の合計は10億3,430万円としております。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

初めに、1款市税につきましては、32億5,433万6,000円で、対前年度比1億1,935万8,000円、率にして3.5%の減でございます。

市民税につきましては、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念などにより景気動向は不透明であります。個人、法人とも、令和5年度と同程度と見込んでおります。

固定資産税につきましては、3年に一度の家屋の評価替えの年となり、大幅な減収を見込んでおります。

次に、11款地方交付税につきましては、65億9,000万円で、対前年度比1億円、率にして1.5%の増でございます。内訳といたしましては、普通交付税を61億9,000万円、特別交付税を4億円見込んでおります。

次に、15款国庫支出金につきましては、23億2,812万4,000円で、対前年度比2,243万7,000円、率にして1.0%の減でございます。主に新型コロナウ

イルスワクチン接種対策費負担金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の減によるものでございます。

次に、16款県支出金につきましては、16億94万9,000円で、対前年度比4,749万1,000円、率にして3.1%の増でございます。主に障害者自立支援給付費負担金、農山漁村未来創造事業補助金の増によるものでございます。

次に、19款繰入金につきましては、21億2,043万3,000円で、対前年度比1億3,082万7,000円、率にして5.8%の減でございます。主に財政調整基金や減債基金を取り崩し、財源に充当するものでございます。

次に、22款市債につきましては、10億3,430万円で、対前年度比3億7,320万円、率にして26.5%の減でございます。主に上水道出資債や学校教育施設等整備事業債などの減によるものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

2款1項総務管理費につきましては、21億1,312万円で、対前年度比5,121万2,000円、率にして2.5%の増でございます。主に収納振込手数料やふるさと納税経費の増によるものでございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費につきましては、25億212万円で、対前年度比5,344万円、率にして2.2%の増でございます。主に障害者自立支援給付費や障害児給付費の増によるものでございます。

次に、92ページ、93ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費につきましては、24億2,937万3,000円で、対前年度比4,359万3,000円、率にして1.8%の増でございます。主に児童手当費によるものでございます。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費につきましては、6億6,505万円で、対前年度比9,854万5,000円、率にして12.9%の減でございます。主に新型コロナウイルスワクチン接種の減によるものでございます。

次に、116ページ、117ページをお願いいたします。

4款3項上水道費につきましては、2億2万8,000円で、対前年度比1億5,66

0万9,000円、率にして43.9%の減でございます。主に小倉高区配水池の完成に伴う水道事業会計への繰出金の減によるものでございます。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。

6款1項農業費につきましては、3億7,903万2,000円で、対前年度比1億4,455万9,000円、率にして27.6%の減でございます。主にがんばる農業者応援給付金の事業費の減によるものでございます。

次に、138ページ、139ページをお願いいたします。

8款2項道路橋りょう費につきましては、7億4,811万1,000円で、対前年度比7,841万8,000円、率にして11.7%の増でございます。主にスマートインターチェンジ整備の事業費の増によるものでございます。

次に、150ページ、151ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費につきましては、4億9,235万2,000円で、対前年度比1億4,541万1,000円、率にして22.8%の減でございます。主に吉野中学校屋内運動場大規模改修事業の減によるものでございます。

次に、172ページ、173ページをお願いいたします。

10款5項社会教育費につきましては、2億6,085万9,000円で、対前年度比9,506万1,000円、率にして26.7%の減でございます。主に阿波図書館大規模改修事業や市場公民館大規模改修事業の減によるものでございます。

次に、188ページ、189ページをお願いいたします。

12款1項公債費につきましては、22億9,031万2,000円で、対前年度比1億6,826万6,000円、率にして6.8%の減でございます。主に緊急防災・減災事業債の償還の終了による減でございます。

次に、198ページ、199ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を記載しております。

最後に、200ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書で、表の右下、当該年度末現在高見込額の合計額は169億5,227万7,000円でございます。

以上、議案第7号についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号令和6年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,751万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

それでは、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

1款財産収入につきましては、前年度と同額の301万6,000円で、土地の貸付収入でございます。

次に、2款繰越金につきましては、1,450万円で、対前年度比22万9,000円の減でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、1款管理費521万7,000円につきましては、管理会の事務経費として、委員選挙委託料が22万9,000円の減となっております。

次に、2款事業費1,030万円につきましては、山林維持管理委託料や環境林整備事業負担金などがございます。

以上、議案第8号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野市民部長。

○市民部長（岩野竜文君） 続きまして、議案第9号から議案第11号について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第9号令和6年度阿波市国民健康保険特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億9,071万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

初めに、歳入予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、1款1項国民健康保険税、本年度予算額6億2,624万2,000円、対前年度比2,089万円の減額で、主な要因としましては被保険者の減少によるものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いします。

左のページ中段の4款1項県負担金・補助金、本年度予算額33億5,506万円、対前年度比4,719万8,000円の増額。この予算は、市の保健事業の取組状況により県から配分される交付金などでございます。

次に、左のページ下から1行目、7款1項一般会計繰入金、本年度予算額4億4,090万8,000円、対前年度比1,255万7,000円の増額。この予算は、市の保健事業を安定的に運営するため、保険税の軽減分などを補填するためのものでございます。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

左のページ下から5行目、8款1項繰越金、本年度予算額6,000万円、対前年度比1,500万円の減額としております。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

18ページ、19ページをお願いします。

歳出予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、1款1項総務管理費、本年度予算額9,580万8,000円、対前年度比594万7,000円の減額。この予算は、国保事業職員の人件費や国保連合会への負担金などがございます。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

左のページ中段の2款1項療養諸費、本年度予算額28億3,807万9,000円、対前年度比2,009万8,000円の増額。この予算は、一般被保険者が医療機関をご利用された際の高額療養費を除いた保険者負担分でございます。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

左のページ上から1行目、2款2項高額療養費、本年度予算額4億6,245万円、対前年度比1,912万円の増額としております。

次に、24ページ、25ページをお願いします。

左のページ上から3行目、3款国民健康保険事業費納付金、本年度予算額10億2,804万2,000円、対前年度比1,120万円の減額。この予算は、医療給付費分や後期高齢者支援金等分など、県に納める納付金でございます。

次に、左のページ下から2行目、5款保健事業費、本年度予算額4,601万2,000円、対前年度比37万円の増額。この予算は、被保険者の疾病予防と医療費の適正化につなげるための保健指導や人間ドック、特定健康診査などを実施するためのものがございます。

以上、議案第9号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,509万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

初めに、歳入予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、1款1項後期高齢者医療保険料、本年度予算額4億1,059万円、対前年度比3,551万2,000円の増額で、主な要因としましては被保険者の増加及び保険料率の改定によるものでございます。

次に、左のページ下から6行目、4款1項一般会計繰入金、本年度予算額1億9,895万3,000円、対前年度比863万8,000円の増額。この予算は、低所得者等の保険料軽減分を補填するための繰入金でございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いします。

歳出予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額6億954万5,000円、対前年度比4,414万9,000円の増額。この予算は、広域連合に納付する保険料などでございます。

次に、左のページ中段の3款1項償還金及び還付加算金、本年度予算額505万円は前年度と同額。この予算は、被保険者への保険料の還付金などでございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

令和6年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ173万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いします。

初めに、歳入予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、1款1項県補助金、本年度予算額127万5,000円は前年度と同額。この予算は、住宅新築資金の貸付けに係る県からの特定事業補助金でございます。

次に、左のページ上から5行目、2款1項貸付金元利収入、本年度予算額31万2,000円、対前年度比1万円の増額としております。

次に、左のページ下から2行目、4款1項繰越金、本年度予算額14万5,000円は前年度からの繰越金でございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

14ページ、15ページをお願いします。

歳出予算の主なものとしましては、左のページ上から2行目、1款1項償還事務費、本年度予算額173万4,000円、対前年度比1万円の増額としております。主なものとしまして、右のページ説明欄の上から5行目、弁護士業務委託料160万円などがございます。

以上、議案第9号から議案第11号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 議案第12号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第12号令和6年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億6,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

令和6年度の介護保険特別会計予算総額につきましては、対前年度比3,600万円の減額となっておりますが、主な要因といたしましては、総合相談事業においては令和6年度からの会計年度任用職員、介護専門員でございますが、勤勉手当の支給に伴い増額したものの、前年度の介護サービス利用者等の減少に伴い介護給付費を減額したことによるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算の主なものといたしましては、左のページ上から2行目の1款1項介護保険料が本年度予算額8億4,103万9,000円、対前年度比344万3,000円の増額でございます。

次に、左のページ下から4行目の3款1項国庫負担金が本年度予算額7億5,348万1,000円で、対前年度比702万5,000円の減額。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。

左のページ中段の4款1項支払基金交付金が、本年度予算額11億4,027万5,000円、対前年度比1,165万9,000円の減額。

続いてその4行下、5款1項県負担金が本年度予算額5億9,380万8,000円、対前年度比695万1,000円の減額で、主な減額要因といたしましては、いずれも前年度介護サービス給付費等の実績見込み等により減額するものでございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

左のページ上から4行目、8款繰入金が本年度予算額7億7,208万9,000円、対前年度比2,395万4,000円の減額で、主な減額要因につきましては、介護給付費準備基金繰入金を減額したことによるものでございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出予算について説明をさせていただきます。

18、19ページをお願いいたします。

歳出予算の主なものといたしましては、左のページ上から2行目、1款1項総務管理費が本年度予算額7,613万6,000円、対前年度比832万9,000円の減額で、

主な減額要因につきましては、職員人件費の減によるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

左のページ中段から下の2款1項介護サービス等諸費が、本年度予算額38億800万円、対前年度比3,950万円の減額で、主な減額要因につきましては、前年度の介護サービス利用者等の減少に伴い、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費などを減額したことによるものでございます。

次に、少し飛びますが、30ページ、31ページをお願いいたします。

左のページ一番上の行、5款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費が本年度予算額8,453万9,000円、対前年度比1,115万2,000円の増額で、主な増額要因につきましては、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴い介護専門職員の人件費増額によるものでございます。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第13号及び議案第14号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第13号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

議案第13号令和6年度阿波市水道事業会計予算。

第1条、令和6年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数1万4,160戸、(2) 年間総給水量453万9,000立方メートル、(3) 1日平均給水量1万2,435立方メートル、(4) 主要な建設改良事業、基本計画に基づく事業8億2,496万1,000円、老朽管布設替等事業1億2,407万円としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款水道事業収益6億7,827万7,000円。内訳の主なものとして、第1項営業収益6億834万2,000円、第2項営業外収益6,993万3,000円としております。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用6億7,678万4,000円。内訳の主なものとして、第1項営業費用6億3,739万9,000円、第2項営業外費用3,763万4,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入7億780万4,000円。内訳の主なものとして、第1項出資金2億円、第4項企業債5億円としております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出10億9,997万1,000円。内訳の主なものとして、第1項建設改良費10億223万円、第2項企業債償還金9,674万円としております。

上の4条、括弧書きに戻っていただき、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,216万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億375万7,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,841万円で補填するものとしております。

次に、右のページ。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

上水道建設改良事業について、限度額5億円としております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費1億52万6,000円としております。

第8条、営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2億3,843万4,000円としております。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,775万8,000円と定めております。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

令和6年度当初予算編成については、安全・安心のまちづくりの実現に向け、現在施工中の小倉高区配水池中継ポンプ施設築造工事、市道阿讃山麓線配水管布設工事等を行うための予算編成としております。

以上、議案第13号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第14号について補足説明をさせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

議案第14号令和6年度阿波市農業集落排水事業会計予算。

第1条、令和6年度阿波市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 排水戸数600戸、(2) 年間総排水量22万立方メートル、(3) 1日平均排水量600立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款農業集落排水事業収益1億616万6,000円。内訳として、第1項営業収益1,549万5,000円、第2項営業外収益9,067万1,000円としております。

次に、支出でございます。

第1款農業集落排水事業費用1億518万7,000円。内訳の主なものとして、第1項営業費用1億7万1,000円、第2項営業外費用441万6,000円としております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入でございます。

第1款資本的収入5,573万5,000円。内訳として、第1項補助金5,423万5,000円、第2項負担金及び分担金150万円としております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出8,163万5,000円。内訳の主なものとして、第1項建設改良費1,190万円、第3項企業債償還金6,623万5,000円としております。

上の第4条、括弧書きに戻っていただき、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,590万円は、当年度分損益勘定留保資金2,248万2,000円、引継金341万8,000円で補填するものとしております。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,431万円及び3,059万6,000円としております。

次に、右のページ。

第5条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めております。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

第7条、営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億1,438万8,000円としております。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

令和6年度当初予算編成については、令和6年度より地方公営企業法の一部を適用して新たな予算編成としております。

以上、議案第14号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） それでは、議案第15号から議案第18号までの条例案件4件について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第15号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

この条例につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、第1条の阿波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び第2条の阿波市職員の育児休業等に関する条例の2件につきましては、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い規定を改めるものでございます。

次に、第3条の阿波市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例及び第4条の阿波市水道事業の設置等に関する条例の2件につきましては、地方自治法の改正に伴う引用条項のずれを改めるものです。

施行日は、令和6年4月1日でございます。

次に、議案第16号阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に

ついて。

阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するのでございます。

主な改正内容といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の廃止に伴い、引用規定を改めるものでございます。

施行日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日でございます。

次に、議案第17号阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の廃止について。

阿波市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止、市民生活の支援及び地域経済対策等を目的に設置した当該基金につきましては、各種対策への充当による基金残高の減少に加え、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行されたことを踏まえ、条例を廃止するものです。

施行日は令和6年4月1日でございます。

次に、議案第18号阿波市住民集会施設設置条例の一部改正について。

阿波市住民集会施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

この条例につきましては、市場住民集会所を廃止することから条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第2条の表から市場住民集会所の名称及び位置を削るものです。

施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、議案第15号から議案第18号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 議案第19号について補足説明をさせていただきます。

議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正について。

阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険法に規定される阿波市介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画策定委員会の答申を受け、令和6年度から令和8年度までの3か年の第9期介護保険料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、適用期間を令和6年度から令和8年度までの期間に改め、介護保険料基準額につきましては第8期と同額の6,100円とし、第1号被保険者の標準段階を現行の9段階から13段階に改めるものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上、議案第19号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 続きまして、議案第20号について補足説明をさせていただきます。

議案第20号阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について。

阿波市農地中間管理機構関連農地整備事業に係る特別徴収金に関する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

この条例の制定につきましては、徳島県が令和6年度から土成町日吉地区において農地中間管理機構関連農地整備事業を実施するに当たり、土地改良法第91条の2第6項の規定に基づき当該区域内の農用地を目的外用途に供した場合など、補助金返還事案が発生した場合に該当者から特別徴収金を徴収できるよう新たに条例を制定するもので、特別徴収金の額や徴収方法、また減免や延滞金の徴収などについて規定しております。

施行日は公布の日からでございます。

以上、議案第20号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 笠井建設部次長。

○建設部次長（笠井和芳君） 議案第21号について補足説明をさせていただきます。

議案第21号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、1点目として配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い被害者の定義が拡大されたことにより、条例の入居資格要件を追加するため、一部改正をするものです。

施行日につきましては、令和6年4月1日からとしております。

次に2点目として、桜ノ岡上団地の除却が完了したことにより用途廃止するため、別表の1表中、桜ノ岡上団地の名称及び位置を削除するものでございます。

施行日につきましては、公布の日からとしております。

以上、議案第21号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 続きまして、議案第22号について補足説明をさせていただきます。

議案第22号阿波市水道事業給水条例の一部改正について。

阿波市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

本条例の改正につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日に施行され、水道法等に係る権限が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、第5条第1項及び第44条第2項ただし書中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、議案第22号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 笠井建設部次長。

○建設部次長（笠井和芳君） 議案第23号について補足説明をさせていただきます。

議案第23号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更についての議決を求める。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

今回の路線の変更につきましては、起点地番の変更に伴い路線の変更を行うものでございます。

変更する路線は、吉野町西条、県道宮川内牛島停車場線に接続する大竹団地中線でございます。

以上、議案第23号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

次に、報告第1号について補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出、阿波市長。

建設部住宅課から、市営住宅の家賃などの放棄した債権について報告させていただきます。

今回報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、未納者である債務者が市営住宅から既に退去しており、当該債権について消滅時効の5年が完成し、かつ債務者が援用をする見込みがあるため。また、第7号該当については、当該債権について消滅時効の5年が完成し、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、またはこれに準ずる状態にあり、かつ資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるため。

以上、各号の理由に該当すると判断し、放棄するものです。

住宅家賃及び共益費のうち、放棄した債務者の延べ人数は45人、債権の金額は315万3,600円です。

なお、本年1月30日に開催した債権処理審査委員会において、放棄の理由などを慎重に審議していただいております。

今後におきましても、市営住宅の家賃などの徴収につきましては、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご

理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告第1号債権の放棄について、建設部住宅課所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 引き続きまして、報告第1号債権の放棄について、教育部所管部分の補足説明をさせていただきます。

教育部給食センターからは、学校給食費の債権について報告させていただきます。

今回、報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号に該当については、当該債権につき消滅時効の2年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあり、その理由に該当すると判断し、放棄するものでございます。

学校給食費における債務者は3人で、放棄した債権の金額は13万6,957円でございます。

なお、債権の放棄については、建設部同様、本年度1月30日開催の債権処理審査委員会において、放棄の理由などを慎重に審議していただいております。

今後とも、給食費の徴収につきましても、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な対応に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、報告第1号債権の放棄について、教育部所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 吉岡水道部長。

○水道部長（吉岡 宏君） 引き続きまして、報告第1号債権の放棄について、水道部所管部分の補足説明をさせていただきます。

水道部業務課からは、水道使用料の債権について報告をさせていただきます。

今回、報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、当該債権につき消滅時効の2年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため。第4号該当については、債務者が破産したため。

以上、各号の理由に該当すると判断し、放棄するものでございます。

水道使用料における債務者の延べ人数は65人。放棄した債権の金額は186万9,941円でございます。

なお、債権の放棄については、建設部同様、1月30日開催の債権処理審査委員会にお

いて、放棄の理由などを慎重に審議していただいております。

今後とも、水道使用料の徴収につきましても、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、報告第1号債権の放棄について、水道部業務課所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 以上で補足説明が終わりました。

~~~~~

**日程第26 請願第1号 日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願**

○議長（笠井一司君） 次に、日程第26、請願第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります坂東重夫議員に説明を求めます。

坂東重夫議員。

○9番（坂東重夫君） それでは、請願第1号日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員として説明させていただきます。

政府は、少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識のもとで、次元の異なる少子化対策を進めるとしてきました。一方、近年、公立、私立を問わず、保育施設において子どもの安全が脅かされる事故が繰り返されています。これらの保育施設での事案では、単なる過失によるものだけでなく、保育士や保育教諭等の保育施設職員の人員不足による保育現場の苛酷な労働実態も浮き彫りとなっています。

しかし、保育士の職員配置基準は、1歳児で1967年から、4、5歳児では1948年の制定時から変更がされておらず、3歳児においても加算措置にとどまっていることから、職員配置基準自体の改善を行うことが求められてきました。

2つに、保育所等保育施設の職員については、非正規雇用の職員が多く、保育士や放課後児童支援員の年収は全産業平均と比べて低い状況にあることから、標準的な労働者の年収を確保できるような抜本的な処遇改善が行われる必要があります。また、正規職員としての就労を希望する非正規雇用の職員の正規化も重要であります。

3つに、保育士の数が足りないこと、放課後児童支援員が集まらないことに対し、保育

所等保育施設、学童保育施設で働く職員の声を十分に聴取した上で、保育現場での働き方改革やハラスメント対策を具体化させることも重要な課題であります。

4つに、こども・子育て支援加速化プランの具体化に当たっては、保育所等保育施設の運営が公立、私立にかかわらず、地方単独事業への支援も含め、政府の責任において確実な財源措置を行うことが重要になります。

つきましては、日本政府に保育所等保育施設の職員配置基準改善等を求める意見書を以下の内容を踏まえ、政府に提出を求めるものであります。

1、保育所等保育施設の職員配置基準を改善すること。

2、保育所等保育施設、学童保育施設の職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規雇用の職員の正規化及び非正規雇用の職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。

3、保育所等保育施設、学童保育施設で働く職員の人員確保策を早急に策定、実施すること。

4、こども・子育て支援加速化プランの具体化に当たっては、保育所等保育施設の運営が公立、私立にかかわらず、十分な財源措置を行うこと。また、学童保育に関連する予算についても、職員配置基準の改善や施設、設備の充実に必要な額を充足する財源措置を行うこと。

以上であります。ご審議いただきまして、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（笠井一司君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、3月7日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時06分 散会